

山田町役場 TEL82-3111

町のホームページアドレス <http://www.town.yamada.iwate.jp/>

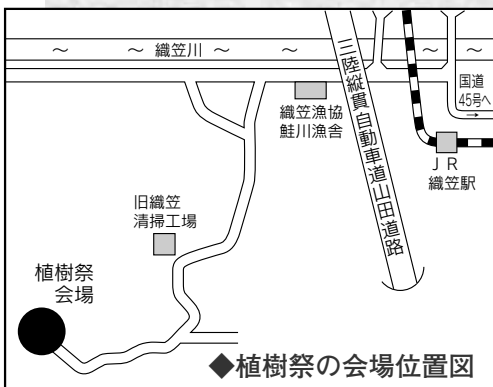


昨年の植樹祭の様子

5月14日に植樹祭を開催

山田の海を守る会(会長・沼崎喜一町長)では「山に広葉樹を植える運動」植樹祭を開催します。緑豊かな森づくりにご参加ください。

- ▷日時 5月14日(日) 午前9時～11時
- ▷場所 織笠・新田地区町有地(下図参照)
- ▷対象 一般町民
- ▷内容 コナラ、ブナなどの苗木800本の植樹
- ▷持ち物 スコップ、軍手など
- ▷申込期限 4月28日
- ▷申込先・問い合わせ 役場住民生活課環境衛生担当(内線127)へどうぞ。



◆植樹祭の会場位置図

児童手当

対象を小学6年生まで拡大

所得制限も緩和されました

児童手当法の改正により、児童手当の支給対象が小学6年生までに拡大されました。手当での支給額は変わらず第一子と第二子がそれぞれ月額五千円、第三子以降には月額一万円が年三回(二月、六月、十月)に分けて支給されます。また、所得制限が緩和され、これまで所得制限により支給されていなかった方も支給される場合がありますので、ご相談ください。

今回の改正で新たに対象となった児童の分に限り、九月三十日までに手続きをすれば、特例措置として四月分までさかのぼって手当を受けることができます。十月一日以降に手続きをすると、特例措置は受けられず、申請をした翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。なお、五月十二日までに手続きをすると六月が支給日となりますが、五月十五日以降に手続きをした場合は次回の十月が支給日となりますので、あらかじめご了承ください。

◆児童手当法改正に伴う手続き

| 区 分 | 必要な手続きや書類など |
|--------------------|---|
| 小学5年生、6年生のお子さんがある方 | <ul style="list-style-type: none"> 弟や妹があり、すでに児童手当を受けている 「額改定認定請求書」を提出してください。 弟や妹はなく、現在児童手当を受けていない 「認定請求書」を提出してください。 |
| 小学4年生以下のお子さんがある方 | <ul style="list-style-type: none"> すでに児童手当を受けている 手続き方法は変わりません。これまでどおり「現況届」を6月中に提出してください。 現在児童手当を受けていない 所得制限の緩和により支給される場合がありますので、「認定請求書」を提出してください。 |